埼玉県
農業生産安全確認運動
（S－GAP）

～ 野菜編 ～

埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県農林部農産物安全課

『農業生産安全確認運動』は・・・

何のために実践するの？

みなさんは出かけるときに、こんなチェックをしていませんか

ガスの元栓や鍵閉め	家庭の安全を高める確認事項
携帯電話や車の鍵の持参	仕事や生活を円滑に進めるのに必要な確認事項
傘の持参	雨降りの天気予報など、該当する場合に必要な確認事項

普段の農業経営では何をチェックする必要があるでしょうか？

1　経営の安全

○異物混入の防止
○農薬の適正使用
○廃棄物の適正処理
○農地情報の整理
など

2　経営の効率化

○資材の在庫管理
○作業場の清掃
○危険な場所の注意表示
○省エネの徹底
など

3　該当する場合

○養液栽培での汚染回避
○雇用者の労災保険加入
○特定外来生物の適正使用
○土壌くん蒸剤の適正使用
など

本書でチェックと改善を実践した結果

効率的で信頼性の高い農業経営

信頼されない農業とは・・・

放置していると…

○農薬を使用する際、ラベルの確認等をしていない	出荷物から使ってはいけない農薬が検出されて出荷停止
○ほ場にゴミが散乱、近所から苦情を受ける	近所から後ろ指を差されて、後継者が育たない
○作業機械の点検･整備が十分でない	出荷作業中に機械が故障し、契約先に予定通り納品できない
○農地を許可なく借りて、使用している	違反転用が判明し、原状回復を求められる
○常時雇用者がいるのに保険に入っていない	雇用者が大けがをして、治療費で大ピンチ

効率の悪い経営
経営の継続が困難

『農業生産安全確認運動』は･･･

何をしたらいいの？

1　本書とチェックリストを入手します

2　チェック項目は50個の分野に分かれています。

項目は『重要項目』と『推奨項目』に分かれています

3　項目ごとに自分の農場をチェックしてみます

4　それぞれの項目には『達成水準』がついています

5　自己判断で、達成が十分かどうか判断します

6　未達成と判断した項目は、すみやかに改善を試みます

7　判断に迷う、改善の方法が不明等の場合、普及指導員や営農指導員に相談します

8　全項目を達成することにより、信頼される農業経営を目指します

『重要項目』とは法律や条令などに定めがあり、該当者すべてに実践が求められる項目です。
『推奨項目』とは法令上の義務ではないが、安全性を向上するのに役立つ取組であるため、ガイドラインなどで実践を推奨されている項目です。

本書の使い方

7
食品安全

項目番号が星マークとなっているのは**重要項目**を表しています。

重要項目とは、法令で遵守を義務づけられているなど、Ｓ－ＧＡＰを実践する上で特に重要と位置づけている取組項目です。

チェックリストに掲げた項目

1 ほ場や作業場などをきれいに保っていますか

食品安全
労働安全

食品安全、環境保全、労働安全、他（全般）の別を表示

この項目を実施する必要性などを説明しています。

農場の衛生管理を徹底することは、適切な農場管理を行う上での基本です。結果として、農産物の汚染防止や、作業の安全確保、能率向上などにつながります。

この項目が達成されているかの判断水準です。

達成水準

作業場が整理整頓され、清潔に保たれている
ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握している

達成水準を満たすため、どんなことに取り組めばよいかの具体的な例示です。

取組例

○作業場は定期的に清掃を行い、使わない機材や作物残さなどの廃棄物を放置しない。
○出荷・調整作業のある期間は、ペットを含め動物の作業場への侵入

この項目が、農林水産省公表の「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン」の何番に該当しているかを示しています。

国のガイドライン　１番

埼玉県農業生産安全確認運動チェックリスト（平成27年度版）

埼玉県農林部作成

No.	作付前にチェックする項目	区分※	確認日	備考
1	ほ場や作業場などをきれいに保っていますか	食･労	／	
2	農作業に使用する水の安全性を確認していますか	食	／	
3	作業場などの施設は、作業や施設管理を行うのに適した構造になっていますか	食･労	／	
4	土壌診断の結果を基に、肥料や土壌改良資材の施用量を決めていますか	環	／	
5	たい肥は、適切にたい肥化されたものを使っていますか	食･環	／	
6	たい肥や緑肥といった有機物を活用するなどして、持続可能な農業の実践に努めていますか	環	／	
⑦	廃棄物はしっかり分類し、飛散･流出しないよう保管していますか	食･環	／	
⑧	プラスチックゴミなどの廃棄物は、許可のある業者に委託して処分していますか	環	／	
9	作物の残さは、たい肥化してほ場に還元するなどして、有効利用していますか	環	／	
10	省エネを心がけていますか	環	／	
11	倉庫やゴミ置き場などは、鳥獣などが集まってこないように管理していますか	食･環	／	
⑫	危険を伴う作業を把握し、事故回避のための対策をとっていますか	労	／	
⑬	農作業事故の危険が高い場所には、注意表示を掲示していますか	労	／	
14	農作業事故を未然に防止するために、作業環境の改善を行っていますか	労	／	
15	ケガや機械の故障など、トラブルが発生したときの連絡先を、リストにまとめていますか	労	／	
⑯	農薬･肥料･燃料などの農業用資材は、整理整頓し、適切に保管していますか	労	／	
⑰	農薬は、他の容器に移し替えないようにしていますか	食･労	／	
⑱	登録のある品種の種や苗などは、利用条件を把握していますか	他	／	
⑲	地番、面積、所有者や契約条件など、ほ場に関する情報を一覧にまとめていますか	他	／	参考様式
20	農薬や肥料の在庫を把握していますか	他	／	参考様式
21	農業資材の購入伝票は、ファイルなどに整理し、保存していますか	他	／	
㉒	チェックリストを基に、定期的に自己点検を行っていますか	他	／	
23	他の人に点検をしてもらい、その結果を基にした改善活動を行っていますか	他	／	
㉔	点検の結果、改善が必要なことが発見されたら、早急に対処しましたか	他	／	
㉕	出荷記録を、自分で作成･保存するか、販売委託先に依頼していますか	食･他	／	
26	出荷記録以外については、取引先などからの求めに対応できる期間、保存していますか	他	／	

No.	作付中にチェックする項目	区分※	確認日	備考
㉗	農薬は、登録を確認し、容器に書かれている使用条件を守っていますか	食	／	
28	農薬散布に利用する器具類は、使用のたびにしっかり点検し、使用後はよく洗っていますか	食･労	／	
㉙	周りのほ場に農薬が飛び散らないよう、十分に注意していますか	食･環	／	
30	周りのほ場の情報を、できる限り把握していますか	食	／	
31	体調が優れない状態での作業は控えていますか	食･労	／	
32	作業前後やトイレの後など、必要に応じてしっかり手洗いを行っていますか	食･労	／	
33	用具･器具の数を常に確認し、使用後には洗浄や手入れをするなどして、清潔に保っていますか	食･労	／	
34	包装資材や結束テープなどは、安全で清潔なものを使用していますか	食	／	
35	農産物の品質低下を防ぐ工夫をしていますか	食	／	
36	出荷作業において、異物混入や汚染などの防止に努めていますか	食	／	
37	散布農薬は、必要量をしっかり計算した上で計量をし、その都度使いきっていますか	環･他	／	
38	病害虫抵抗性品種の活用や、初期防除の徹底など、農薬散布を減らす努力をしていますか	環	／	
㊴	危険を伴う作業は、基本的に熟練者や資格を有する者が行うようにしていますか	労	／	
40	農作業安全をよく考慮した服装で作業していますか	労	／	
41	農業用機械は、使用説明書をよく読み、内容を理解してから、安全に留意して使用していますか	労	／	
㊷	農薬や肥料の使用簿をきちんと記録していますか	食･他	／	

No.	該当する場合チェックする項目	区分※	確認日	備考
43	養液栽培において、大腸菌や微生物などによる汚染対策を講じていますか	食･環	／	
㊹	住宅地や人通りの多い道路などが、ほ場の近隣にある場合、周辺に配慮して農薬を使用していますか	環	／	
㊺	農作業中の事故の発生などに備えて各種保険に加入していますか	労	／	
㊻	土壌くん蒸剤を使う場合は、使用上の注意に従い、安全使用の徹底を図っていますか	環･労	／	
47	強い雨などで土が流れ出してしまうようなほ場の場合、流出防止の対策をとっていますか	環	／	
㊽	セイヨウオオマルハナバチなど、特定外来生物を利用する場合には、使用方法をきちんと守っていますか	環	／	
49	育成した品種･開発した技術･ブランド名などは、知的財産権を取得していますか	他	／	
50	出荷物にブランド名などを付けて販売する際は、商標登録に注意していますか	他	／	

※文字が赤い項目は重要項目であることを示している。
※【食】は食品安全 【環】は環境保全 【労】は労働安全 【他】はその他全般に関する項目であることを示している。

ほ場や作業場などをきれいに保っていますか

　農場の衛生管理を徹底することは、適切な農場管理を行う上での基本です。結果として、農産物の汚染防止や、作業の安全確保、能率向上などにつながります。

達成水準

作業場が整理整頓され、清潔に保たれている
ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握している

取組例

○作業場は定期的に清掃を行い、使わない機材や作物残さなどの廃棄物を放置しない。

○出荷・調整作業のある期間は、ペットを含め動物の作業場への侵入は可能な限り排除する。

○台風など、大雨のおそれがある場合には、作業場への水の浸入を防ぐ措置をとる。

○ほ場及び隣接地の過去及び現在の用途（過去に廃棄物の不法投棄があった、隣接地に化学工場がある、といった情報）を確認し、ほ場の汚染リスクを把握する。

国のガイドライン　　1番

2 食品安全

農作業に使用する水の安全性を確認していますか

農業用水の汚染は、ほ場や作物の広範囲な汚染につながります。そこで、農作業で使用している水の水源を確認し、汚染のリスクを把握します。特に最終洗浄に用いる水の安全性については、細心の注意を払います。

達成水準

農作業で使用する水は、その水源を把握するとともに、汚染回避に努める
農産物の最終洗浄には、定期的な水質検査を行っている水を用いる

取組例

○農場で使用する水が、河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを把握する。

○地表水や地下水を使う場合、その水路やバルブ等が汚れていないか定期的に観察する。

○大雨や洪水があった場合、水質に問題が無いか確認をとるようにする。

○水源の水質汚染の情報を、市町村の環境対策課や地域を管轄する環境管理事務所等で入手する。

○農産物の最終洗浄においては、定期的な水質検査を行っている水を用いることで農産物の汚染リスクを低減させる。

○水源の汚染が確認された場合は、用途に見合った水質となるように改善措置をとる。

○最終洗浄には、積極的に水道水を活用する。

国のガイドライン　6番

3
食品安全
労働安全

作業場などの施設は、作業や施設管理を行うのに適した構造になっていますか

作業場などの施設では、農薬や機械の説明書を読んだり、作業機を操作したりするので十分な照明を確保する必要があります。また、通風や排水の確保など、衛生管理がしやすい構造とする必要があります。

達成水準

農場の施設は、照明、通風、排水その他が農作業に適した構造となっている

取組例

○施設に排水溝を設ける、デコボコのない床にするなどして水はけを良くし、清掃しやすくする。
○施設は定期的に点検を行い、壊れた部分や不備があった場合は速やかに直す。
○施設は耐久性に優れた材料で建設し、必要に応じて消毒可能な状態にしておく。
○自然の光あるいは照明によって十分な明かりを確保し、農薬のラベルに書かれているような細かい文字も容易に読み取れるようにする。
○壁などに結露した水滴が収穫物に触れないようにする。

国のガイドライン　12番
13番

土壌診断の結果を基に、肥料や土壌改良資材の施用量を決めていますか

ほ場へ過剰な資材を投入すると、環境に与える負荷が大きくなります。土壌診断を実施した結果や、都道府県の施肥基準、ＪＡの栽培暦を参考にして肥料などの施用量を決めることは、農作物への施用効果を高めます。

達成水準

土壌診断を活用し、都道府県の施肥基準やＪＡの栽培暦などに沿った施肥設計を作成する

取組例

○都道府県の施肥基準、ＪＡの栽培暦等で示されている施肥量及び施肥方法を確認する。

○土壌診断を実施して適正な施肥を行う。また、局所施肥の実施や肥効調節型肥料の利用をする等して減肥を心がける。

○施肥用機械や器具の点検・整備を定期的に行い、精確な施用ができるようにする。

※土壌診断の際は、「環境計量士」の資格者をおいた事業所に依頼をするのが望ましい

国のガイドライン　23番

たい肥は、適切にたい肥化されたものを使っていますか

家畜ふんたい肥を施用する場合には、病原性微生物などによる汚染に注意します。切り返しや高温発酵などの工程を経た適切な製造が必要です。また、他者からたい肥を入手する場合は製造方法を確認するよう努めます。

達成水準

たい肥は60℃以上で数日間発酵させるなど、適切にたい肥化されたものを使用する

取組例

○家畜ふんたい肥を製造する場合は、切り返し等により全体に空気が入るようにし、十分に発酵させる。

○たい肥化の際には、発酵熱で病原微生物や雑草種子、寄生虫卵を殺滅するようにする。

○出来上がったたい肥に、原料である家畜ふんや製造途中のたい肥が触れたり混入したりしないように管理をする。

○たい肥を購入した場合は、原料・処理方法・分析結果（成分票）等をきちんと確認する。

国のガイドライン　7番
24番

たい肥や緑肥といった有機物を活用するなどして、持続可能な農業の実践に努めていますか

　たい肥や緑肥といった有機物をほ場にすき込むことは、地力の維持・増進に効果的です。また、環境保全型農業の推進という面からも、積極的な取組が求められます。

達成水準

持続可能な農業の一環として、有機物の施用に積極的に取り組んでいる

取組例

○たい肥や緑肥を施用することで、土壌への有機物の供給を図る。
○土壌改良の目的に応じて、適切な土壌改良資材を施用する。
○たい肥は、県やＪＡなどの栽培暦や施肥基準などを参考に施用する。
○独自の基準を新たに策定する場合は、県の作成した『主要農作物施肥基準』を参考にする。
○継続的にたい肥を施用してきたほ場では、土壌診断（電気伝導度（ＥＣ）や硝酸態窒素等）を実施し、過剰施用とならないように留意する。
○多毛作及び輪作を実施することで地力の維持・増進に努める。
○不耕起栽培が適した土地や作物については、積極的に導入を図る。

国のガイドライン　25番

廃棄物はしっかり分類し、飛散・流出しないよう保管していますか

　廃棄物は、ほ場や農産物の汚染源となるほか、作業上の支障となる可能性もあります。あとでリサイクルや処分がしやすいよう、可能な限り屋根のある保管場所を確保し、品目別に分別して保管します。

達成水準

廃棄物は、品目別に場所を決め、飛散・流出しないよう保管されている

取組例

○ゴミや廃棄物を処分するまでの間、環境に支障が出ないように保管をする。

○保管にあたっては処理を委託する業者の取扱品目別に分別する。

○衛生害虫（ハエ、蚊、ゴキブリなど）の発生源とならないよう適切に管理する。

○廃棄物の分類について不明な点がある場合は、市町村の環境対策課や、処理を委託する業者等に確認をとる。

国のガイドライン　27番

プラスチックゴミなどの廃棄物は、許可のある業者に委託して処分していますか

農業生産上発生する廃棄物のうち、自家処理が困難な廃棄物は業者に委託します。特に、廃プラスチック類に分類されるゴミ（廃マルチなど）は多く発生するので、許可業者に委託し、関係書類はきちんと保存します。

達成水準

農業生産上発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理をしている

取組例

○廃棄物の処理は地域で処理方法のルールがある場合、それに従って処理する。

○農薬の空容器、廃プラスチック等の廃棄物は、資格のある産業廃棄物処理業者やＪＡ等に処理を委託する。
相談先：埼玉県環境産業振興協会（電話０４８－８２２－３１３１）

○産業廃棄物処理業者に委託をした場合、契約書や産業廃棄物管理票（マニフェスト）を受け取り、最低５年間は保管する。また、委託状況を『産業廃棄物管理表交付等状況報告』にまとめ、翌年度の６月３０日までに管轄の環境管理事務所※へ提出する。
※さいたま市、川越市、越谷市は、それぞれの市町村の環境対策課が窓口

○廃棄物の焼却を自身で行おうとする場合は、行政機関等に廃棄物焼却に関する規制内容について確認をとる。

国のガイドライン　27番
28番

作物の残さは、たい肥化してほ場に還元するなどして、有効活用していますか

　作物残さは、利用しない場合は廃棄物になりますが、たい肥化などにより安全性を確保した上で、ほ場に還元すれば有機質資源として有効活用できます。

達成水準

作物残さを土づくりに利用するなどしてリサイクルを実施している

取組例

○稲わら、麦わら、野菜くず等の作物残さは、ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き、たい肥化するなどしてほ場に還元する。

○他者にたい肥を繰り返し譲渡する場合は、特殊肥料の届出をしてから譲渡するようにする。

○ほ場還元が好ましくない作物残さ等は、バイオマスや他の作物に利用するたい肥原料にするなどして有効に活用する。

国のガイドライン　29番

10 環境保全

省エネを心がけていますか

　環境保全の推進や経営コストの削減の観点から、農作業上のエネルギー節減は重要な課題です。施設・機械・器具等の導入の際は、エネルギー消費を抑えるものを選択するなど、積極的に省エネに取り組みます。

達成水準

常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている

取組例

○不必要な照明を消灯する等して、電力の消費を極力抑えるように心がける。
○機械類等を購入・導入する際には、エネルギー効率の良い機種を選択する。
○機械・器具は適切に点検整備を行う。
○施設の破損箇所は補修する。
○電球の更新時には、省エネタイプを積極的に採用する。

国のガイドライン　30番

倉庫やゴミ置き場などは、鳥獣などが集まってこないように管理していますか

　鳥獣被害の発生を抑えるためには、鳥獣の餌やすみかを提供せず、繁殖・集合させないことが重要です。作物残さなどの管理を徹底するほか、必要に応じ、防護柵、防鳥網の設置などを検討します。

達成水準

鳥獣を引き寄せないように、作物残さなどは管理された場所に保管している

取組例

○農産物及び廃棄物の管理を徹底して鳥獣等を引き寄せないようにする。

○残さをほ場に還元する場合、深くすき込むなどの配慮に努める。

○鳥獣等を捕獲する場合は、市町村の担当課に確認した上で実施する。

国のガイドライン　32番

危険を伴う作業を把握し、事故回避のための対策をとっていますか

農作業の安全を確保するため、作業工程上の危険ポイントを把握し、回避するための方法を学ぶことは、非常に重要です。特に、未熟な担当者に対しては、作業に習熟するまで十分に訓練します。

達成水準

危険を伴う作業を把握し、その回避に向けた研修・訓練等を行っている

取組例

○農作業の危険について話し合う場を設け、危険な作業について把握する。

○把握した危険な作業に関する勉強会を開催したり、機械メーカー等が開催する外部講習会に参加する等して、作業を習熟し、事故発生リスクの低下に努める。

※県でも「農業機械利用技能者養成研修」等の研修会を開催している
相談先：埼玉県農林部農業支援課　経営体支援担当（電話　048-830-4055）

国のガイドライン　33番

農作業事故の危険が高い場所には、注意表示を掲示していますか

農作業上、危険が高い作業・場所等には、危険回避のための手段を明記する等した注意を喚起する看板等を表示します。これは、普段作業をしていない者が危険にさらされることの予防にもつながります。

達成水準

危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている

取組例

○危険箇所には表示板を設置する等、分かりやすい工夫をする。

○日頃から危険箇所についての確認をするように意識をする。

○看板の設置などが難しい場合、危険な作業の開始前に、危険ポイントの再確認を徹底する（朝礼での口頭注意、危険箇所の指差し確認などを実践）。

国のガイドライン　33番

14
労働安全

農作業事故を未然に防止するために、作業環境の改善を行っていますか

軟弱な路面や手すりの無い高所など、普段気をつけながら作業をしている場所は、事故発生の危険が潜んでいます。気付いたときに、早めに対策をとるようにします。

達成水準

農作業事故防止のための作業環境改善を行っている

取組例

○機械を扱うような危険の高い作業や、危険箇所について把握をし、地図などを作成する。
○農道の地盤が悪い場合は補強をしたり、路肩に草が生い茂っている場合は定期的に草刈りをする。交通事故が多い道路の場合は、危険回避のためカーブミラー等を設置する。
○高所作業が必要な場所は、手すり、柵、滑り止め等を設置する。

ケガや機械の故障など、トラブルが発生したときの連絡先を、リストにまとめていますか

トラブルが発生したときに、事前に連絡先などをリスト化しておけば、慌てず、すみやかに対応することができます。

達成水準

非常時の連絡先リストを作成し、目立つ場所に掲示（もしくは保管）している

取組例

○内部で農作業事故に関する研修会を開催し、表示の位置等についての確認を予めしておく。

○表示の際には、文字以外にも絵や図を取り入れ、対応手順等を分かりやすくする。

○トラブルの状況によっては携帯電話などが使えない場合（破損、水没、紛失など）もあるので、いつでも見えるように掲示する。

※連絡先リストに記載する連絡先としては、警察、消防、病院（診療科別、夜間・休日）、農協、環境管理事務所、農林振興センター、出荷先などが想定される。

国のガイドライン　33番

農薬・肥料・燃料などの農業用資材は、整理整頓し、適切に保管していますか

農業用資材は盗難防止や火災予防等の目的で、鍵のかかる保管場所に整理整頓して保管する必要があります。また、農薬や肥料等はラベル・袋の汚損等により、内容物が分からなくなることを避ける必要があります。

達成水準

資材保管場所は整理整頓し、毒劇物等は法令に従って適切に管理する

取組例

○毒劇物は、普通物と分けて鍵のかかる保管庫に適切に表示・管理する。

○収穫した農産物等と農薬や肥料が接触しないように別々に管理する。

○農薬や燃料がこぼれた時のために、砂や清掃器具を備えておく。

○硝酸アンモニウムのような爆発する可能性のある物質は法令等に従って管理する。

○500kg以上の生石灰を保管する場合は、消防署へ届け出を出す。

○肥料袋が破れた場合は、大きな容器に移し替える等、適切に対応する。移し替えた場合は、容器等に肥料名等がすぐわかるようなシール等を貼っておく。

国のガイドライン　39番

農薬は、他の容器に移し替えないようにしていますか

　農薬の移し替えは、他の農薬との取り違えや誤飲といった事故が起きやすくなります。

達成水準

農薬の移し替えは行わない

取組例

○農薬を他の容器に移し替えない。特に、牛乳やジュース類の容器に移し替えると間違って飲む可能性があるので、絶対に行わない。

国のガイドライン　39番

登録のある品種の種や苗などは、利用条件を把握していますか

登録のある品種の権利は、権利者の承諾・了解を得る必要があります。特に、自分で増殖した種子や苗などを他者に譲る場合には、あらかじめ権利・義務関係をしっかりと確認しておきます。

達成水準

自分で増殖した種苗等を他者へ譲る場合、または他者から譲り受ける場合には、権利関係を必ず確認する

取組例

○登録品種の種苗を利用・譲渡する時は、権利者の許諾・了解を必ず得る。無断で他の農家に譲渡したり海外持ち出したりしない。

○ホームセンターなどで販売されている苗は『種苗』として増殖することができない場合がある。販売店で権利関係を確認し、条件が確認できない場合には、増殖を目的として利用しない。

○栄養繁殖植物（接ぎ木や挿し木などで増殖する植物）のうち、自家増殖が禁止されている植物を増殖する場合には、権利者の利用許可を得る。
　※主にバラやカーネーションなどの花き類を中心とした82種類の植物が対象。種苗入手時によく確認する。

国のガイドライン　42番

地番、面積、所有者や契約条件など、ほ場に関する情報を一覧にまとめていますか

ほ場は、農業経営の最も重要な経営基盤です。地番、面積、借り入れている場合は所有者や契約条件などを一覧にしておき、営農・農作業における重要な情報源とします。

達成水準

生産ほ場の一覧を作成し、活用している
農地の取得や借入、利用状況等について、違法性が無いことを確認する

取組例

○ほ場や施設には番号・名称等を付けて分かりやすく区別しておく。

○面積や栽培履歴等を管理するための台帳等を作成し、作業時に有効活用する。

○ほ場周辺の建物等、ほ場周辺の履歴についても記録をしておく。

○農地の貸借契約や利用状況（転用など）について、農地法や農業経営基盤強化促進法など関係法令上の違反が無いことを、農業委員会等で確認する。

国のガイドライン　43番

農薬や肥料の在庫を把握していますか

　農薬や肥料は、まとめて購入し、計画的に使用することにより仕入れコストが低下します。また、在庫管理台帳等を作成し、常に在庫量を把握することにより、農薬の期限切れなどの無駄をなくします。

達成水準

農薬や肥料等の在庫を管理台帳等に整理することにより、常に把握している

取組例

○農薬や肥料の在庫について台帳等を作成し、保有している農薬や肥料の在庫を把握することで、購入時等の参考とする。

国のガイドライン　44番
45番

農業資材の購入伝票は、ファイルなどに整理し、保存していますか

農業資材の購入伝票は、資材に由来する事故があった時に、その資材がどこからいつ購入したものなのかを調べるための重要な情報源です。

達成水準

資材の購入伝票は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している

取組例

○以下の資材等を購入した場合は、伝票を保存し、問題があった場合に購入先等がすぐに分かるようにしておく。

・種子、苗
・堆肥
・土壌改良資材
・肥料
・農薬

国のガイドライン　46番

チェックリストを基に、定期的に自己点検を行っていますか

自己点検により、自分の営農に不備や改善点がないか確認します。点検の結果、改善を要すると考えられた場合、普及指導員や営農指導員に相談すると精度の高いものとなります。

達成水準

年に１回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている

取組例

○自己点検の精度をあげるため、改善方策などは営農指導員・普及指導員等の指導者に相談する。

○点検が終わったら、問題点等を記録しておく。

○年に１回以上自己点検を行うことで、改善点を把握し、GAPの目的を理解する。

23 他（全般）

他の人に点検をしてもらい、その結果を基にした改善活動を行っていますか

自己点検だけでは気づかない問題点が、他の人からの点検で見つかる可能性があります。集団で取り組んでいる場合は、メンバー間で点検を行う等、他者に点検してもらい、改善活動に活かします。

達成水準

他者からの点検を受け入れた改善活動を行っている

取組例

○集団で取り組んでいる場合は、産地のリーダー等が内部点検を行うことで、自己点検では見つけられないような客観的な問題点を把握する。

○第二者点検（取引先等による点検）、第三者点検（認証機関等による点検）についても活用を検討する。

国のガイドライン　48番

点検の結果、改善が必要なことが発見されたら、早急に対処しましたか

点検の結果把握された営農上の不備や改善点は、改善方法を検討し、早急に対処します。是正が完了したら、その方法や完了した日付を記録しておきます。

達成水準

点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している

取組例

○点検の結果、改善が必要な事項が見つかった場合、適宜改善を行う。また、改善が完了した場合は、その内容と完了日などを記録しておく。

○改善が必要な事項について、重要性や緊急性、実現可能性などを考慮しながら早期の対処を心がける。

国のガイドライン　48番

出荷記録を、自分で作成・保存するか、販売委託先に依頼していますか

　出荷に関する記録は、その農産物が消費されると想定される期間保存し、事故の発生に備えます。なお、農協等に販売を委託している場合は、出荷記録の作成と保存についても農協等に依頼をします。

達成水準

出荷に関する記録を一定期間保存する等して、万一の事故発生に備えている

取組例

○農産物を出荷する場合は、以下について記録をした台帳等を作成する。

- 品名
- 出荷又は販売先の名称及び所在地
- 出荷又は販売年月日
- 出荷量または販売量

○記録は流通実態に応じた期間設定をして保存をする。

○農協等に販売を委託している場合は、出荷記録の作成と保存についても依頼する。

国のガイドライン　47番
49番

26
他（全般）

出荷記録以外については、取引先などからの求めに対応できる期間、保存していますか

　万一の事故発生時には、出荷記録以外に、栽培記録や農薬の購入伝票などを、出荷先から求められる可能性があるので備えておきます。また、確定申告の証拠書類など、法定の期間保存が求められる書類もあります。

達成水準

出荷記録以外の記録は、取引先等からの求めに備え、整理・保存している

取組例

○農産物の出荷に関する記録以外の記録は、取引先等から求められた期間は最低保存をし、必要に応じて合理的な保存期間を設定する。

○万一の事故発生時に備え、出荷・販売停止、回収を迅速に行えるようにマニュアルを作成しておく。出荷等を委託している場合は、出荷先に対応手段があるか確認をする。

国のガイドライン　49番

農薬は、登録を確認し、容器に書かれている使用条件を守っていますか

農薬取締法を守って正しく農薬を使用することにより、農産物の安全性を高めることが目的です。不適正な使用は、自分だけでなく周辺の生産者にも大きな影響があります。自分の経営を守る上でとても重要な項目です。

達成水準

農薬使用時には、必ず容器に書かれている使用条件を確認している

取組例

○農薬使用前に、農薬の容器・包装の以下の表示内容を確認する。

・使用できる対象農作物
・希釈倍率や使用量
・使用できる時期と回数
・有効期限
・使用上の注意

○農薬登録の最新情報を農薬販売店やインターネット上から入手するよう努める。

○他者に農薬を販売したり譲渡したりしない

国のガイドライン　2番
4番

28

食品安全
労働安全

農薬散布に利用する器具類は、使用のたびにしっかり点検し、使用後はよく洗っていますか

　タンクや配管に農薬が残っていると、次回の防除の際に混入する恐れがあるので、よく洗浄します。また、点検・整備により散布ムラを防いだり、散布機の故障を防止し、適正に農薬を散布できるようにします。

達成水準

防除器具類を使用する際は、使用前後の点検及び使用後の洗浄を行っている

取組例

○防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に特に注意して、十分に洗浄する。
○農薬や肥料の散布機械は、性能通りの機能が発揮できるように年に１回以上整備を行う。
○作業前及び作業後の点検を習慣づけ、問題が見つかった場合は修理をするなど適切な対応をとる。
○機械導入時に、型式検査合格証票あるいは安全鑑定証票があるかを確認する。
○指定のある定期交換部品は、必ず定期的に交換する。

国のガイドライン　3番
37番

周りのほ場に農薬が飛び散らないよう、十分に注意していますか

周りのほ場にある、自分または他人の農産物に、登録のない農薬を付着させないようにすることが目的です。周りのほ場との距離や天候等を考慮し、噴出の勢いや散布の高さに注意して作業します。

達成水準

防除の際は、気象条件や農薬の性質などを考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている

取組例

○病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめて農薬を散布する。
○近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に農薬を散布する。
○飛散が少ない剤型の農薬を用いる。

国のガイドライン　5番

周りのほ場の情報を、できる限り把握していますか

周りのほ場で、誰がどんな作物を作付けしているか、などの情報を把握しておきます。万一適用外農薬の残留などが発見された場合、周りのほ場からの飛散の可能性を探る、重要な参考情報となります。

達成水準

周りのほ場の作付情報等を把握し、適切に記録している

取組例

○周りのほ場から飛散した農薬がかかてしまう被害の対策のため、日頃から周辺ほ場の作付情報等を把握し、記録しておく。

○定期的に周りのほ場の写真を撮っておく。

○周りのほ場の所有者・作業者とは可能な限りコミュニケーションを図り、情報交換を行う。

国のガイドライン　5番

体調が優れない状態での作業は控えていますか

体調が優れない状態での作業は危険なだけでなく、伝染性の病原菌等が農産物に付着する恐れもあることから、控えます。

達成水準

体調が優れない状態での作業は控えている

取組例

○風邪や発熱などにより作業者の体調が優れない場合は、農産物の可食部に直接触れる作業をしない・させない。あるいは作業自体をしない・させない。

○やむを得ず作業をする場合には感染症の疑いいかんに関わらず、マスクや手袋など、衛生面に配慮した服装を徹底する。

○管理者が主導して、あるいは外部から講師を呼んで、衛生・健康・安全等に関する講習会等を定期的に実施する。

国のガイドライン　9番
34番

32
食品安全
労働安全

作業前後やトイレの後など、必要に応じてしっかり手洗いを行っていますか

　農業は食品産業です。農産物が原因となった食中毒事件も発生していることから、衛生管理の徹底が求められています。手を洗う場所をしっかり確保し、必要に応じて手洗いを行うことは衛生管理の第一歩です。

達成水準

生鮮野菜の出荷・調整作業など、衛生管理を特に要求される作業にあたっては、作業前後やトイレのあと等の手洗いを徹底する

取組例

○作業場やトイレなどに手洗い場を設置するなどをし、必要に応じて手洗いができる環境を整える。
○トイレ設備をほ場からできるだけ近くに設置し、なおかつ汚水がほ場や各施設等を汚さないように配慮する。
○手洗い場が確保できないときや、衛生管理を特に徹底する必要がある場合は、アルコール消毒などの手段も活用する。
○定期的に手洗い設備の点検をし、不備があれば速やかに改修する。

国のガイドライン　10番

33 用具・器具の数を常に確認し、使用後には洗浄や手入れをするなどして、清潔に保っていますか

食品安全
労働安全

　収穫包丁のほ場内放置、調整用ハサミの出荷箱内混入といったことは、農作業安全や食品安全に関連した事故の原因となります。また、汚れた用具・器具類からの汚染防止を図るため、洗浄・手入れを徹底します。

達成水準

用具・器具が清潔に保たれ、数量も把握されている

取組例

○野菜の可食部に直接触れるハサミやナイフ等は使用したその日に洗浄し、清潔に保つ。
○器具は、使用後定められた場所に戻し、紛失が無いか確認をする。
○保管場所には道具の名称や数量を明示しておく。
○特に、汚物や堆肥等を運搬する車両は、定期的に洗浄及びメンテナンスを行う。
○器具の保管期間が長い場合は、使用前に洗浄する。

国のガイドライン　11番

包装資材や結束テープなどは、安全で清潔なものを使用していますか

包装資材は農産物に直接接触するものです。保存、使用時を通じて、常に清潔に保ちます。また、泥などで汚れてしまった場合などは、使用しないようにします。

達成水準

包装資材等は、保存、使用時を通じ、常に清潔に保たれている

取組例

○包装資材は清潔な場所に整理整頓して保管をし、シートを被せるなどして清潔に保つ。

○包装資材の素材は、生鮮野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択する。

国のガイドライン　14番

農産物の品質低下を防ぐ工夫をしていますか

農産物は、収穫直後から品質低下が始まります。新鮮で安全な農産物を消費者に提供するためにも、収穫から出荷までの品質低下を、できるだけ抑えるように努めます。

達成水準

収穫時、輸送時、保管時等の各工程で、品質低下を防ぐような工夫をしている

取組例

○収穫後は、直射日光の当たらない涼しい場所に置き、速やかに調整・梱包する。

○保管時は、農産物の品質が低下しないように冷蔵庫で保管する等して温度上昇を防ぐ。

国のガイドライン　15番

出荷作業において、異物混入や汚染などの防止に努めていますか

出荷箱等に異物が混入していると、健全な農産物が傷ついたり、病原菌に汚染されたりし、商品価値や安全性が損なわれます。

達成水準

生産者が原因の異物混入や汚染・破損に関するクレームが無い

取組例

○できるだけ土や汚れを取り除くとともに、その際に農産物を傷つけないようにする。

○収穫した農産物の近辺で、喫煙や飲食等をしない。

○作業をする際は、清掃して作業場の清潔を保つほか、手・指に傷がある場合は、絆創膏や手袋を着けて傷が農産物に直接触れないようにする。

国のガイドライン　16番

37
環境保全
他（全般）

散布農薬は、必要量をしっかり計算した上で計量をし、その都度使いきっていますか

農薬は、適切に使用しないと十分な効果が発揮されません。また、経営管理の面や環境への影響の面からは、農薬使用量は必要最低限が望まれます。そのため、吐出量や面積を考慮した適切な農薬調整が必要です。

達成水準

農薬調整時には、散布面積等から必要量を把握し、適切な器具を使い調整する

取組例

○作物の生育段階にあわせた薬液量を算定し、用意する。
○農薬の量をはかる際は、計量カップや台秤等の計量器具を使用して正確にはかりとる。
○農薬散布の開始時に、時間当たりの散布量を確認する。
○農薬の調製時に原液のビンが空になった場合は、調製用の水で洗浄し、洗浄液を調製タンクに入れる。

国のガイドライン　17番

38
環境保全

病害虫抵抗性品種の活用や、初期防除の徹底など、農薬散布を減らす努力をしていますか

化学農薬は適切に使用すれば、人の健康や環境に悪影響を与えるものでありません。しかし、環境中に大量に放出することを考えると、使用は慎重に検討し、使用量の削減を図る必要があります。

達成水準

農薬使用量削減につながる技術を積極的に導入している

取組例

○発生予察情報等を活用し、病害虫の発生状況を把握したうえで、被害が生じると判断される場合に防除を行う。
○防除の際には農薬だけでなく、対抗植物、被覆技術、マルチ栽培技術等の技術を導入するなどして効果的で効率的な防除を心がける。
○病害虫や雑草に農薬の耐性が生じないように防除計画を立てる。
○農薬適正使用アドバイザーの認定講習に積極的に参加する。
相談先：埼玉県農林部農産物安全課　農薬・植物防疫担当（電話　048-830-4053）

国のガイドライン　18番
19番
20番

危険を伴う作業は、基本的に熟練者や資格を有する者が行うようにしていますか

作業者の安全を確保するため、危険な作業は熟練者が行うようにします。慣れない作業者が作業する場合には、単独では行わせず、熟練者が補助するようにします。

達成水準

作業は熟練者が行い、育成が必要な作業者に対しては熟練者が指導する
妊産婦や年少者に危険性の高い作業を割り当てない

取組例

○機械作業や化学物質等を取り扱う必要がある場合は、必要な資格を有する者以外は絶対に作業を行わない。

○危険な作業を行う場合には、一人だけでの作業をなるべく避ける。

○農業においては、一般事業と異なり労働基準法の一部適用除外があるが、労働基準法を尊重して以下のような管理指導を行うように心がける。

- 妊娠中であったり、産後１年を経過していないような女性には、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼす作業（重量物の扱いや薬剤の取扱いなど）を割り当てない。
- 年少者（１５歳以上１８歳未満）は、夜遅くまで作業をさせないようにする。

○熟練者であっても、酒気帯びや薬剤の影響下にある場合などは、危険な作業を行わせないように配慮する。

国のガイドライン　34番

農作業安全をよく考慮した服装で作業していますか

農業は様々な環境下での作業があります。暑さ、寒さへの対応だけでなく、危険を回避するための防護服などを用意する必要があります。

達成水準

作業の特性に合わせた作業着を準備し、着用している

取組例

○機械を取り扱う時は、巻き込みを避けるために袖口の締まった服を着る。

○農薬防除の際には、必ずマスクやゴーグル等の防護具を着用する。また、マスクを着用する際は、使用する農薬に適したものを選択し、保証期限内であることを確認する。

○夜間作業をする場合には、ヘルメットや作業服に反射テープ等を貼付し、目立つ服装とする。

○騒音の激しいところでは耳栓、粉じんが発生するところでは防塵マスクを着用するなど、作業環境に合わせて対応する。

○防除作業後は、次回の作業に備え、作業服や防護具をよく洗浄し、保管する。

国のガイドライン　35番

農業用機械は、使用説明書をよく読み、内容を理解してから、安全に留意して使用していますか

　農業用機械を正しく扱うことは、農作業安全の重要なポイントです。取扱説明書をよく読み、使用方法を習熟するとともに、必要に応じていつでも説明書を取り出せるよう保管します。

達成水準

機械・器具類の使用方法の習熟を徹底し、取扱説明書をきちんと保存している

取組例

○取扱説明書の付いているものは、熟読をし、いつでも目を通せるように大切に保管しておく。

○乗用型トラクターなど左右独立ブレーキが付いた機械を操作する場合は、走行時に左右のブレーキペダルを連結させる。

○脚立を使用する場合は、開き止め等の固定器具を確実にロックする。

○安全装置の使い方など、取扱方法の情報はきわめて重要なので、中古の機械を譲り受け、使用説明書が無い時などは、販売代理店、メーカーホームページもしくはその機械の作業に熟練した者等から情報を入手する。

○トラクター等の農作業に用いる車を公道で走らせる場合は、「大型特殊自動車免許」を取得する。

○従業員を雇っている場合は、従業員の免許の有無及び更新日を把握しておく。

国のガイドライン　37番
38番

農薬や肥料の使用簿をきちんと記録していますか

農薬や肥料の使用記録は、安全生産の重要なポイントです。万が一の事故の場合、この使用記録台帳が、自分や家族を守る防波堤となります。そのため、詳細かつ正確に、もれなく記録します。

達成水準

農薬や肥料の使用記録を、もれなく台帳に整理している

取組例

○農薬を使用した場合は、台帳等に以下の項目を記入し、必要に応じて利用できるようにしておく。

・使用年月日　　・場所
・農作物等　　　・農薬名
・単位面積　　　・使用量または希釈倍数

○肥料を施用した場合は、台帳等に以下の項目を記入し、必要に応じて利用できるようにしておく。

・施用年月日　　・場所
・農作物等　　　・肥料の種類
・施用量

国のガイドライン　44番
45番

43 食品安全

養液栽培において、大腸菌や微生物などによる汚染対策を講じていますか

　養液栽培では、培養液が大腸菌等の微生物により汚染されることがあります。この他の汚染物質混入防止も含め、養液栽培における培養液の管理は、安全生産上重要な管理点です。

達成水準

培養液は、常に衛生的に維持・管理している
養液栽培に利用している資材、機器も衛生的な状態を維持している

取組例

○使用する水の水源を確認し水源の汚染が分かった場合は水質の改善を図る。
○培養液を頻繁に取り換えたり、再利用する際には微生物的及び化学的汚染を低減するための措置を行う。
○廃培養液は、河川などの公共用水域に未処理のまま流出させないように管理する。廃棄の方法としては、畑作物などへの散布など、肥料としての利用を検討する。
○栽培で使用する資材や機器を定期的に清掃したり消毒をしたりする。

国のガイドライン　8番

住宅地や人通りの多い道路などが、ほ場の近隣にある場合、周辺に配慮して農薬を使用していますか

　農薬散布を実施する場合には、ほ場周辺の居住者や通行人とのトラブルを未然に防ぐため、時間帯や気象条件に注意します。また、苦情があった場合には、可能な限り改善に向けて対処します。

達成水準

農薬散布の際は、近隣からの苦情が発生しないよう配慮している

取組例

○ほ場周辺の居住者等を対象に、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用する農薬の種類等について情報提供を行う。

○農薬を散布する際は、近隣に影響が少ない気象条件や時間帯を選択する。

○万一苦情があった場合には、その内容（日時、天候、苦情の内容など）を記録するとともに、苦情者と相談し改善に向けて対処する。

国のガイドライン　21番

農作業中の事故の発生などに備えて各種保険に加入していますか

労災保険に加入することは、従業員だけでなく、自分の経営や家庭を守ることにもつながります。

達成水準

従業員がいる場合、労災保険に加入している

取組例

◯法人経営の場合は、従業員が１人でもいる場合、必ず労災保険に加入する。

◯法人経営でなくても、常時雇用している従業員が５人以上の場合は、必ず労災保険に加入する。従業員が５人未満であっても必要に応じて労災保険に加入する。

◯不明な点は、最寄りの労働基準監督署に相談する。

国のガイドライン　40番

土壌くん蒸剤を使う場合は、使用上の注意に従い、安全使用の徹底を図っていますか

土壌くん蒸剤の使用は危険を伴います。使用上の注意をよく読み、内容を理解したうえで使用します。また、周辺への揮散を防止し、使用効果を向上させるため、しっかりと被覆します。

達成水準

土壌くん蒸剤を使用する場合、使用上の注意に従って使用している

取組例

○農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従って、防護マスク等の防護装備の着用し、揮散防止のためにビニール等での被覆を必ず実施する。

○施設内での作業中は出入口や窓を開けて換気をし、作業後は臭気が無くなるまで施設内に入らない。

強い雨などで土が流れ出してしまうようなほ場の場合、流出防止の対策をとっていますか

　作土層の維持は、作物を健全に生育させるために重要です。降雨等で表土が流亡しやすいようなほ場では、流出を軽減する取組が必要です。

達成水準

土壌の浸食を受けやすいほ場では、浸食を軽減する取組を活用する

取組例

○傾斜地の場合、作業場の安全が確保できることを条件に、斜面に対して直角方向に耕耘するなどして斜面の上側に耕起する。
○作付のないときに地表面が裸にならないよう、植物で覆う（草生栽培などの実施）。
○たい肥の施用等によって土壌の透水性を確保し、表土の流亡を防止する。

国のガイドライン　26番

セイヨウオオマルハナバチなど、特定外来生物を利用する場合には、使用方法をきちんと守っていますか

セイヨウオオマルハナバチなどの特定外来生物を飼養する場合は、外部へ逃げ出した時に生態系が被る被害等を考慮し、許可を得ることが必要となります。さらに、付与される条件をきちんと守ることが重要です。

達成水準

特定外来生物を利用する場合は、許可を得た上で、定められた飼養条件を守る

取組例

○トマト等の生産においてセイヨウオオマルハナバチなどの特定外来生物を利用する場合は、環境省の許可を取得し、定められた飼養管理基準を遵守する。
連絡先：環境省関東地方環境事務所　野生生物課（電話　048-600-0817）

○特定外来生物を利用する前に、特定外来生物以外の対策や代替生物がいないか確認をする。
例）セイヨウオオマルハナバチの代替としてクロマルハナバチを利用する

国のガイドライン　31番

49

他（全般）

育成した品種・開発した技術・ブランド名などは、知的財産権を取得していますか

自分の育成した品種や開発した技術は、貴重な財産です。自分や地域の農業発展のために、権利関係をしっかりと守ることが重要です。

達成水準

知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している

取組例

○『他人にまねできない技術』や『自分で育成した品種』などがある場合、弁理士、弁護士に相談する。種苗登録であれば行政書士でも可。

○ブランド名を表示する場合は、他者の商標を侵害していないか確認し、商標登録を行う。

国のガイドライン　41番

出荷物にブランド名などを付けて販売する際は、商標登録に注意していますか

　商標を侵害すると、名称の使用差し止めだけでなく、商品の廃棄や商標権者に生じた損害の賠償までも請求されることがあります。特に、品種名との誤認は頻発※していますので、よく注意します。

達成水準

出荷物にブランド名を付ける場合、商標登録が無いことを確認している

取組例

○出荷物にブランド名を貼付したり、直売所でブランド名を表記して販売するなどの場合、商標が登録されていないか確認する。

○あえてブランド名を表記する必要が無い場合、作物名や品種名を使用する。

例：『埼玉ベリー（仮ブランド名）』→ いちご、とちおとめ等

※例：デコポン←熊本県果実農業協同組合連合会が所有する登録商標。
　品種名は『不知火』

国のガイドライン　41番

参考様式（ほ場一覧）

名前

平 成 　　年 度 管 理 ほ 場 一 覧

番号	地番（呼称）	管理の詳細						作付予定作目	備考
		区分	所有者	面積	借地代	契約期限	支払日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年　月	月　日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年　月	月　日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年　月	月　日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年　月	月　日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年　月	月　日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年　月	月　日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年　月	月　日		

参考様式（農薬記録票）						農薬名
受入		払出		在庫量	圃場番号	対象作物
日付	数量	日付	数量			
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				

相談窓口

相談先		住所	電話番号
さいたま農林振興センター	管理部地域支援担当	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	048-822-2492
	農業支援部技術普及担当		048-822-1007
川越農林振興センター	管理部地域支援担当	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設5階	049-242-1808
	農業支援部技術普及担当		049-242-1804
東松山農林振興センター	管理部地域支援担当	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1	0493-23-8532
	農業支援部技術普及担当		0493-23-8582
秩父農林振興センター	管理部地域支援担当	〒368-0034 秩父市日野田町 1-1-44	0494-24-7211
	農業支援部技術普及担当		0494-25-1310
本庄農林振興センター	管理部地域支援担当	〒367-0026 本庄市朝日町 1-4-6	0495-22-6156
	農業支援部技術普及担当		0495-22-3116
大里農林振興センター	管理部地域支援担当	〒360-0831 熊谷市久保島 1373-1	048-523-2812
	農業支援部技術普及担当		048-526-2210
加須農林振興センター	管理部地域支援担当	〒347-0054 加須市不動岡 564-1	0480-61-3404
	農業支援部技術普及担当		0480-61-3911
春日部農林振興センター	管理部地域支援担当	〒344-0038 春日部市大沼 1-76	048-737-2134
	農業支援部技術普及担当		048-737-6311

埼玉県農林部農産物安全課　有機・安全生産担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂３－１５－１

電話 048－830－4057